

令和元年度 第4回 評議会事前資料－③

令和2年度 山梨支部保険料率について

令和元年 12 月 25 日

令和2年度政府予算案を踏まえた収支見込について(概要)

【医療分】

令和2年度協会けんぽの収支見込みについては、平均保険料率を10%と設定した上で、政府予算案(診療報酬改定等)を踏まえて算出した結果、単年度収支差は5,400億円、令和2度末時点の準備金残高は3兆9,000億円が見込まれます。

収入について、収入総額は令和元年度(決算見込み)から3,500億円の増加となる見込みです。これは、保険料を負担する被保険者の増加や標準報酬月額の上昇により、保険料収入が3,200億円増加する見込みになったことによるものです。このほか、国庫補助についても560億円増加する見込みですが、これは、補助対象の保険給付費が増加したことに伴うものです。

支出について、支出総額は令和元年度(決算見込み)から3,100億円増加する見込みです。これは、加入者や一人当たり給付費の増加により、保険給付費が増加する見込みであることによるものです。

【介護分】

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として算出することになります。令和2年度の介護納付金の金額や令和元年度末に見込まれる不足分等を踏まえると、令和2年度の介護保険料率は、令和元年度の介護保険料率1.73%よりも0.06%ポイント上昇し、1.79%となります。

なお、介護納付金については、令和2年度は10,500億円の見込みであり、令和元年度から200億円減少する見込みです。これは、前々年度(30年度)のマイナス精算(▲600億円)の影響が大きいことと併せて、被用者保険間の負担方法における総報酬割の拡大(3/4→完全総報酬割)の影響等により、概算額の伸びが鈍化していること等によるものです。

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

	30年度		R1年度		R2年度	
	決算		直近見込 (R1年12月)		政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)	
収入	保険料収入	91,429	96,149	99,389	H24-R1年度保険料率：10.00%	
	国庫補助等	11,850	12,110	12,669	R2年度保険料率：10.00%	
	その他	182	619	290	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">                     拠出金等対前年度比                      + 62                      + 41                      ▲ 1                 </div>	
	計	103,461	108,879	112,348		
支出	保険給付費	60,016	63,912	67,261		
	前期高齢者納付金	15,268	15,246	15,307		
	後期高齢者支援金	19,516	20,999	21,040		
	退職者給付拠出金	208	2	1		
	病床転換支援金	0	0	0		
その他	2,505	3,644	3,295	○R2年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R2年度均衡保険料率：9.45%		
計	97,513	103,802	106,903			
単年度収支差	5,948	5,076	5,445			
準備金残高	28,521	33,597	39,042			

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

	30年度		R1年度		R2年度		備考
	決算	直近見込 (R1年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R1年12月)				
収入	保険料収入	8,664	10,091	10,905			H30年度保険料率： 1.57% R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% 納付金対前年度比 ⇒ ▲208
	国庫補助等	879	515	-			
	その他	-	-	-			
	計	9,543	10,606	10,905			
支出	介護納付金	10,130	10,671	10,463			
	その他	18	-	-			
	計	10,148	10,671	10,463			
	単年度収支差	▲ 605	▲ 65	443			
	準備金残高	▲ 403	▲ 467	▲ 25			

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率  
(20年9月まで)

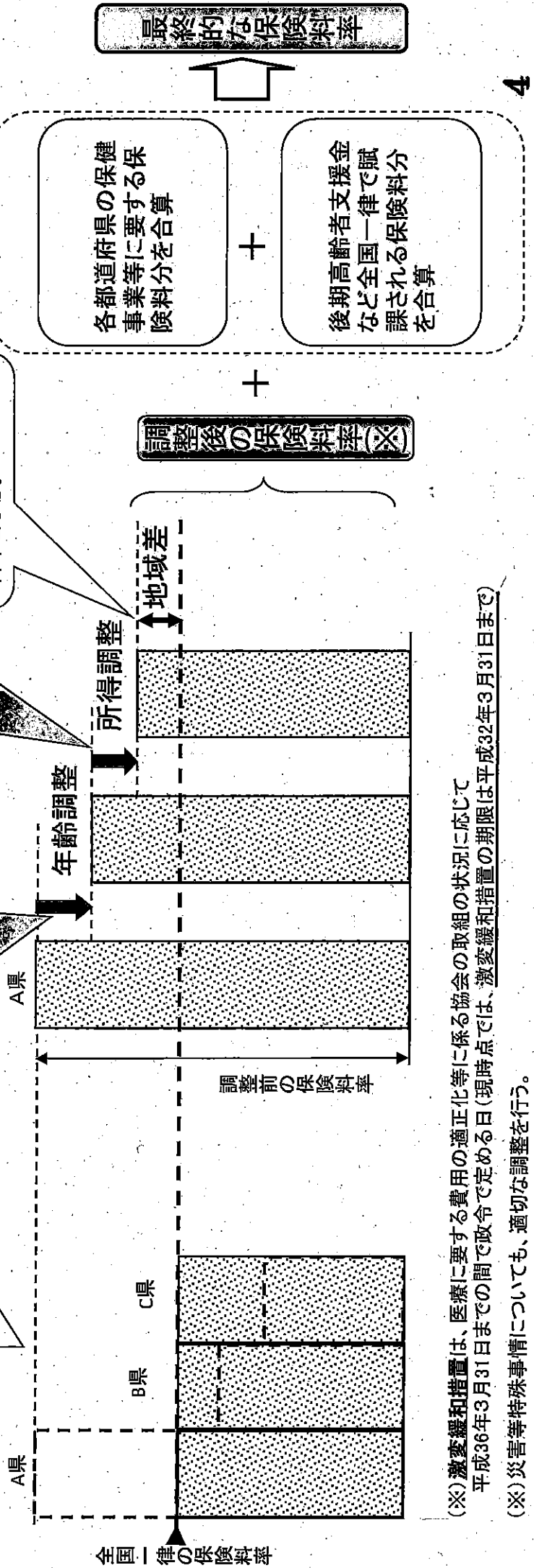
都道府県ごとの医療費の水  
準にかかわらず保険料率は  
一律

都道府県単位保険料率(20年10月から):年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

年齢調整・所得調整の  
結果、都道府県ごとの  
保険料率は、医療費の  
地域差を反映した保険  
料率となる。

所得水準を協会の平  
均とした場合の保険  
料収入額との差額を  
調整

年齢構成を協会の  
平均とした場合の  
医療費との差額を  
調整



(※) 激変緩和措置は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで)

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

令和2年度 山梨支部保険料率 (暫定版)

	(a)		(b)		(c)	(d)	(e)		(f)	(g)	(h)		(i)	
	医療給付費の調整前の所要保険料率	調整	年齢調整	所得調整			所要保険料率 (e+d)	H30年度インセンティブ分			H30年度実績(暫定)	R01見込(※)	R02見込	特別計上分
全国	5.27	-	-	-	5.27	4.73	10.00	-	-	-	-	-	-	10.00
山梨	5.39	▲ 0.11	▲ 0.16	▲ 0.16	5.12	4.73	9.85	0.004	▲ 0.05	-	-	-	-	9.81

●前年度との比較

(c)医療給付費についての調整後の所要保険料率

	R01	R02	差異
全国	5.18	5.27	0.09
山梨	5.10	5.12	0.02

※総報酬額の伸びは全国を若干下回るが、医療給付費の伸びが全国より小さく、料率としては全国より伸びは小さくなっている。

(d)共通料率【全国一律】前年度と比較し減(第2号経費の減)

	R01	R02	差異
全国	4.82	4.73	▲ 0.09
山梨	4.82	4.73	▲ 0.09

共通料率の内訳  
 第2号経費 3.89%(現金給付、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等)  
 第3号経費 0.87%(業務経費、一般管理費、準備金積立等)  
 収入等の率 ▲0.03%(日雇いの保険料収入、雑収入)

(f)インセンティブ分

	R01	R02	差異
山梨	-	0.004	-

(g)前々年度の精算分

	R01	R02	差異
山梨	▲ 0.03	▲ 0.05	▲ 0.02

(億円)

医療給付費	H29実績	H30実績(暫定)	R01見込(※)	R02見込
全国	45,104	46,774	50,009	52,363
前年からの伸び	3.9%	3.7%	6.9%	4.7%
山梨	295	301	327	337
前年からの伸び	3.0%	2.1%	8.7%	3.0%

※R01見込はR01保険料算定時の見込額

(億円)

総報酬額	H29実績	H30実績(暫定)	R01見込(※)	R02見込
全国	879,699	908,453	965,554	999,743
前年からの伸び	4.6%	3.3%	6.3%	2.9%
山梨	5,557	5,749	6,099	6,250
前年からの伸び	3.6%	3.5%	6.1%	2.5%

※R01見込はR01保険料算定時の見込額

※H30年度総報酬額実績に0.004%を乗じてインセンティブ分の加算額を算出 23百万円  
 H30年度実績から山梨支部は上位半数ではないため減算なし → 加算額÷R02総報酬額見込みで料率に反映

※R01(H29年度の収支差)は+189百万円(医療給付費等地域差分)  
 R02(H30年度の収支差)は+296百万円(医療給付費等地域差分)

令和2年度都道府県単位保険料率における  
 保険料率別の支部数  
 (暫定版)

保険料率 (%)	支部数
10.73	1
10.41	1
10.34	1
10.33	1
10.32	1
10.30	1
10.28	1
10.25	2
10.22	2
10.20	1
10.17	2
10.15	1
10.14	3
10.07	1
10.06	1
10.05	1
10.03	1
10.01	2
9.99	1
9.97	1
9.95	1
9.93	1
9.92	1
9.91	1
9.88	3
9.87	1
9.81	2
9.79	1
9.77	4
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.70	1
9.59	1
9.58	1

24

23

令和2年度都道府県単位保険料率の  
令和元年度からの変化  
(暫定版)

令和元年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.15	+210	1
+0.11	+154	1
+0.10	+140	1
+0.09	+126	2
+0.08	+112	1
+0.07	+ 98	2
+0.06	+ 84	1
+0.05	+ 70	1
+0.03	+ 42	2
+0.02	+ 28	6
+0.01	+ 14	3
0.00	0	2
▲0.01	▲ 14	3
▲0.02	▲ 28	5
▲0.03	▲ 42	3
▲0.04	▲ 56	3
▲0.05	▲ 70	2
▲0.06	▲ 84	1
▲0.07	▲ 98	2
▲0.08	▲112	1
▲0.09	▲126	1
▲0.11	▲154	1
▲0.12	▲168	1
▲0.13	▲182	1

注1. 「+」は令和2年度保険料率が令和元年度保険料率よりも上がったことを、  
「▲」は下がったことを示している。  
2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)  
の増減である。